

香川県条例第47号

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例

香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																															
<p>(設置) 第1条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立武道館 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用料金の收受) 第7条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第8条 略</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p>	名 称	位 置	香川県立武道館 略	略	<p>(設置) 第1条 スポーツ施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立体育館</td> <td style="text-align: center;">高 松 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立武道館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用料金の收受) 第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <p>1 香川県立体育館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 等</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">競技場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アマチュアスポーツの場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入場料を徴収する場合</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">9,220円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入場料を徴収しない場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全面</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">3,070円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半面</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">1,540円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	香川県立体育館	高 松 市	香川県立武道館	略	施 設 等	単 位	金 額	競技場			アマチュアスポーツの場合			入場料を徴収する場合	1時間当たり	9,220円	入場料を徴収しない場合			全面	1時間当たり	3,070円	半面	1時間当たり	1,540円
名 称	位 置																															
香川県立武道館 略	略																															
名 称	位 置																															
香川県立体育館	高 松 市																															
香川県立武道館	略																															
施 設 等	単 位	金 額																														
競技場																																
アマチュアスポーツの場合																																
入場料を徴収する場合	1時間当たり	9,220円																														
入場料を徴収しない場合																																
全面	1時間当たり	3,070円																														
半面	1時間当たり	1,540円																														

1・2 略	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	36,900円
	入場料を徴収しない場合		
	全面	1時間当たり	9,220円
	半面	1時間当たり	4,620円
	会議室	1時間当たり	640円
	附属施設、附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
	2・3 略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(25) 略				(1)～(25) 略			
	(26) 香川県立 体育館	競技場使用料 アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収す る場合				1時間当たり	9,220円を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額

(26)～(34) 略

第2表 略

<u>入場料を徴収しない場合</u> 全面	1時間当たり	3,070円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
半面	1時間当たり	1,540円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
<u>アマチュアスポーツ以外の場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	1時間当たり	36,900円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
<u>入場料を徴収しない場合</u>		
全面	1時間当たり	9,220円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
半面	1時間当たり	4,620円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
<u>会議室使用料 附属施設、附属設備 及び器具の使用料</u>	1時間当たり	640円
別に教育委員会規則で定める額		
香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。		
(27)～(35) 略		

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例(昭和39年香川県条例第28号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 (1)~(6) 略 <u>(7)~(9)</u> 略	地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。 (1)~(6) 略 <u>(7) 香川県立体育館</u> <u>(8)~(10) 略</u>